

# 【1月8日時点】事業復活支援金

2022年1月8日

【1月8日時点】事業復活支援金について、制度の概要(給付対象・給付額など)をご覧ください。

## 目次

- [事業復活支援金とは？](#)
- [概要](#)
  - [給付対象](#)
  - [給付額](#)
  - [給付要件](#)
  - [申請書類](#)
  - [申請方法](#)
  - [その他](#)

## 事業復活支援金とは？

事業復活支援金とは、一定の売上減少要件等を満たす事業者に最大250万円(個人事業主は50万円)を給付する制度です。11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のひとつです。

本ページの内容は、12月24日までに公開された以下の情報に基づいて作成しました。**今後、内容が変更される可能性があることをご留意ください。**

- 内閣府 – [コロナ克服・新時代開拓のための経済対策](#)
- 中小企業庁 – [事業復活支援金事務事業に係る入札可能性調査について](#)
- 中小企業庁 – [中小企業対策関連予算](#)

## 概要

### 給付対象

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、一定の売上減少要件等を満たす中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。

### 給付額

事業復活支援金の給付額は次の式で計算できます。持続化給付金や月次支援金とは給付額の計算方法が異なります。

**給付額 = (基準期間の売上高) - (対象月の売上高) × 5** ※給付額は上限あり  
基準期間とは、

- 2018年11月～2019年3月
- 2019年11月～2020年3月
- 2020年11月～2021年3月

のいずれかの期間です。

対象月とは、

- 2021年11月～2022年3月

のいずれかの月です。

基準期間は上記の式と比較してもっとも金額が大きい期間を選択できることになると思います。

給付額の上限は売上規模によって異なります。区分は次の表の通りです。

基準期間の売上高	売上高減少率 50%以上	売上高減少率 30%以上～50%未満
5 億円以上	250 万円	150 万円
1 億円以上～5 億円未満	150 万円	90 万円
1 億円未満	100 万円	60 万円
個人事業主 ※売上に関係なく	50 万円	30 万円

売上高の区分は基準期間です。対象月ではありません。2021 年 12 月の売上高が 7,000 万円、2019 年 12 月の売上高が 1 億円なら「1 億円以上～5 億円未満」の区分になります。

なお、[2019 年版中小企業白書](#)や [2020 年経済構造実態調査](#)を参考にすると、中小企業の過半は売上高 1 億円未満です。事業復活支援金でも、売上高 1 億円未満に該当する法人が大半でしょう。**250 万円の給付を受ける法人は限られる**と思われま

## 給付額の計算例

事業復活支援金の計算例です。

■ 事業復活支援金の計算例					
基準期間と 売上高	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月	2019年3月
	3,000,000円	4,000,000円	2,500,000円	3,000,000	3,500,000
対象月と 売上高	2021年11月	2021年12月	2022年1月	2022年2月	2022年3月
	2,500,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,200,000円	2,500,000円

- 2018年12月と2021年12月の売上高を比較すると50%以上減少しているため、売上減少要件を満たします。
- 基準期間の2018年11月～2019年3月の売上高は1,600万円です。
- 給付額の計算式に当てはめると、1,600万円 - 200万円 × 5 = 600万円です。
- 600万円は売上高1億円未満の法人の上限額100万円より大きいので給付額は100万円です。

※この計算例は12月24日までに発表された資料に基づいています。計算方法等に変更の可能性があります。

## 給付要件

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少していることです。

売上減少理由が「新型コロナウイルス感染症によるもの」であることがポイントです。売上減少の理由が新型コロナウイルス感染症と無関係のときは給付対象外になりそうです。また、新型コロナウイルス感染症の影響を証明できる保存書類なども必要になる可能性が高いでしょう。

## 申請書類

確定申告書、売上台帳、本人確認書類の写し、通帳の写し、その他中小企業庁が必要と認める書類。

概ね、持続化給付金や月次支援金と同様の書類が必要になると思われます。

## 申請方法

電子申請で受け付ける。ただし、必要に応じて、電子申請に支障がある申請書の申請サポートを実施する。

持続化給付金や月次支援金と同様に、パソコンやスマートフォンから申請することになりそうです。両制度と同様に申請サポート窓口が設けられる見通しです。申請サポート窓口は各都道府県に1会場以上は設けられる予定です。

## その他

上記以外に、現時点でわからないことを中心にポイント等をまとめておきます。

- 2021年12月20日に補正予算が成立しましたが、1月8日時点では申請開始時期や制度の詳細(公募要領等)は不明です。
- 申請時期によって有利・不利が発生する可能性があります。例えば、2021年12月の売上高が45.0%減少、2022年3月の売上高が53.6%減少なら比較時期によって給付上限額が異なります(※法人の場合)。見通しによっては2022年3月の売上高が確定するまで申請しない方が給付額が増える制度設計かもしれません。
- 業種やこれまでの各種施策を利用しことによる制約は(ほとんど)ないと思います。例えば、時短営業や休業要請の協力金の対象となった飲食店も申請できる可能性が高いです。その際、協力金は売上高に含めずに計算することになるでしょう。
- 白色申告の場合に基準期間の売上高をどのように計算するかは不明です。
- 登録確認機関による事前確認が必要になります。事前確認とは、事業復活支援金の申請を希望する事業者が、制度の内容を理解しているか・売上減少要件を満たしているか・事業実態があるかなどを確認するものです。
- 一次支援金や月次支援金で事前確認を受けている場合、再度事前確認が必要になるかなどは不明です。(※参議院議員の片山さつき氏の [Tweet](#) によれば、月次支援金の給付実績がある事業者は事前確認を不要とする方向だそうです。)
- 申請受付から2週間以内、申請(審査)完了から2営業日以内の振込が目標とされています。
- 不正受給に厳しく対処することが関係資料で繰り返し示されています。